

監査役職務確認書（2023 年版）

<目次>

（項目名）	（ページ番号）
I. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目	3－8
1. 監査計画及び職務の分担	
2. 監査役への報告に関する体制等	
3. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項	
4. 監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携	
II. 業務監査に関する項目	9－25
1. 取締役会への出席・意見陳述 / 重要な会議への出席	
2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査	
3. 取締役（会）への報告義務・行為差止め請求	
4. 競業取引・利益相反取引等の監査	
5. 会社法に基づく内部統制監査	
6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査（上場会社等とそのグループ会社に適用）	
7. 会社の支配に関する基本方針等の監査及び第三者割当の監査と独立役員の対応	
8. 代表取締役との定期的会合	
9. 取締役及び使用人に対する報告聴取、業務・財産の調査（往査の実務）	
10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置	
11. 企業集団に関する監査	
12. 内部監査部門等との連携	
13. 事業報告等の監査	
III. 会計監査に関する項目	26－31
1. 会計監査人非設置会社の会計監査	
2. 会計監査人設置会社の会計監査	
3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認	
4. 会計監査人との連携についての確認	
IV. 監査報告に関する項目	32－34
1. 監査調書の作成 / 監査内容等の報告・通知	
2. 監査報告の作成・通知	
3. 株主総会提出議案の調査 / 株主総会への報告・説明等	
V. 監査役が対応すべきその他の項目	35－39
1. 取締役等の責任一部免除に関する事項	
2. 取締役に対する株主代表訴訟・多重代表訴訟の提起請求等への監査役の対応	
3. 監査役の選任議案に関する事項	
4. 監査役の報酬に関する事項	
5. 監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携（三様監査）に関する事項	
6. 監査役と社外取締役との連携に関する事項	
VI. 善管注意義務を履行していること・任務懈怠をしていないこと等 についての確認	40

【本確認書の特徴】

1. 監査役職務確認書とは

「監査役職務確認書」は、監査役が自らの監査実務を点検するための「セルフチェックリスト」として作成しております。監査役の方が、次のような目的で利用することを想定しています。

- ①監査役 of 職務の概要を確認する
- ②監査役が負う法的責任の概要を知る
- ③監査役自身の職務遂行状況をセルフチェックする

本確認書には、「確認書（全文版）」（確認事項に法的背景・根拠及び監査の実効性をより高めるためのアドバイスなどの説明を加えたもの）と「確認事項のみ」の版があります。

2. 本確認書に記載した監査役の職務

本確認書では、**標準的と思われる監査役の職務**を記載しています。「監査役又は監査役会設置会社」「大会社」「会計監査人設置会社」「上場会社」などの監査役が利用できるようになっています。大会社、会計監査人設置会社、上場会社等の特有の職務である場合は、その旨が分かるように記載しています。監査役の基本的な職務は共通する部分が多いですが、ご利用いただくに当たって、「**当社には当てはまらない**」と考えられる項目は除外していただくなど、各社の実態に合わせてご利用ください。

3. 本確認書の活用例

本確認書の活用によって、ご自身の監査役職務への理解度及び活動状況を確認することができます。利用する時期については、例えば、次のような時期が考えられます。

- ①**監査計画作成時**に、監査活動の範囲や重点監査項目を考えるとときに参考にする。
- ②**期末**に 1 年の監査活動を振り返り、実行できた項目、できなかった項目をチェックし、さらに翌年度の監査計画を作成するときの参考にする。
- ③**期中**に、監査活動状況を見直し、あるいはやり残したことがないかの確認をする。

また、複数の監査役がいる場合、各自がセルフチェックした内容を参考にして意見交換し、監査役全員の監査活動状況を確認する使い方も考えられます。

4. 確認事項のチェックの仕方について

確認事項の内容に当てはまる場合は、□の中に○や✓を入れていただければ結構です。

確認事項の一部には当てはまるが、一部当てはまらない部分がある場合には、△などを記入し、確認事項の下部にある<メモ>欄にその旨記載していただければ、後の振り返りに役立ちます。

【法令略称凡例】

会社	：会社法	会社令	：会社法施行令	会社規	：会社法施行規則
会算規	：会社計算規則	金商	：金融商品取引法	会計士	：公認会計士法
会計士令	：公認会計士法施行令	監査基準	：企業会計審議会監査基準		

Ⅱ-2. 取締役会等の意思決定・監督義務の履行状況の監査 (p.10)

[確認事項]

- 1. 取締役会が法令・定款を遵守し、会社の利益を第一に考えてかついわゆる経営判断の原則に配慮し、適切に意思決定を行っているかを確認している。
- 2. **[上場会社の場合]取締役会がコーポレートガバナンス・コード第 4 章「取締役会等の責務」で規定する各原則の趣旨を理解し、適切に意思決定を行っているかを確認している。**
- 3. 代表取締役等が、取締役会で職務執行状況を適法、適切に報告をしているか、取締役会が代表取締役等に対する監督義務を適切に履行しているかを確認している。
- 4. 取締役会を书面決議で行う場合は、適法に行われているか、提案内容に異議を述べる必要の有無を確認している。

＜メモ＞（確認できなかった事項の理由・今後の課題等）

[説明]

- (1) 取締役及び取締役会等（監査役が出席するその他重要な会議を含む。以下同様）の意思決定の監査、及び業務執行の監査に当たっては、以下の観点から監視、検証を行い、必要と認めた場合、取締役及び取締役会等に対し、意見を表明しなければならない。
 - ① 意思決定内容が法令又は定款に違反していないこと
 - ② 意思決定が取締役又は第三者の利益でなく、会社の利益を第一に考えていること
 - ③ 事実認識に重要かつ不注意な誤りがないこと
 - ④ 意思決定過程が合理的であること
 - ⑤ 意思決定内容が通常の企業経営者として明らかに不合理でないこと
- (2) 取締役及び取締役会等の意思決定は、将来発生するリスクに挑戦することを含めその裁量の範囲が広いとされているが、「取締役及び取締役会等の意思決定の監査の 5 項目」（上述(1)参照）及び「経営判断の原則」（下記[参考]欄＊印参照）に十分に配慮されていない場合は、取締役のほか、場合によっては監査役も、善管注意義務違反として責任を問われるおそれがある（会社 330、民法 644）。
- (3) **上場会社の場合、会社法等の法令遵守のみならず、証券取引所上場規程に基づくコーポレートガバナンス・コードの原則の実施、実施しない場合には説明が求められている。取締役及び取締役会がCGコードの各原則に照らして適切な意思決定や監督を行っているか、監査役は監視するとともに、必要と認めたときは、意見を述べなければならない。**
- (4) 取締役会規則が法令改正等の社会状況の変化や、自社の状況の変化に対応しているか、定期的に見直すことも必要である。
- (5) 取締役会が、代表取締役及び業務を執行する取締役にその職務の執行状況を適時、適切に報告を求めているか（会社 363②）、また、監督義務を適切に履行しているか（会社 362②）を監視、検証する必要がある。取締役会の監督は、取締役の職務執行の適法性にとどまらず、経営判断を含む妥当性に及ぶ。
- (6) 取締役会設置会社は、定款の定めにより、取締役会の決議の省略（书面決議）ができる。取締役会の書面による決議の提案がなされた場合、監査役は、当該提案について議決権を有する取締役全員が書面又は電磁的記録により同意していることを確認し、提案内容が審議を行わずとも同意できる内容であるかを十分考慮して、異議を述べるか同意するかを判断する（会社 370）。书面決議について、監査役は、書面又は電磁的記録により意思表示することが望ましい。书面決議を行うためには、その旨、定款で定めている必要がある。

[参考]

○監査役監査基準 22 条[取締役の職務の執行の監査]、23 条[業務執行取締役の職務執行の監査]、24 条[取締役会等における取締役の報告及び取締役会における意思決定の監査]

* 経営判断原則(佐々木宗啓他「東京地裁における商事件の概要」旬刊商事法務 2005 年 2 月 15 日号(NO.1722) 31 頁)

- ・経営判断の前提となる事実認識の過程(情報収集とその分析・検討)における不注意な誤りに起因する不合理さの有無
- ・事実認識に基づく意思決定の推論過程及び内容の著しい不合理さの存否

[監査のツボ]

- 1) 取締役会が監査役にとって取締役の職務執行を監査する最重要な場であることを認識し、監査役は、法令・定款・社内規則違反や多額の損失などの事実又はその疑いがあることについて発言し、議事録に記載させる責任がある。不合理と思われる案件や資料が不十分と思われる案件の場合は、適切かどうか発言し、更なる資料などを求める必要がある。
- 2) 取締役会に本来議案としてかけるべき案件の漏れを見逃さないことが重要であり、定款・取締役会規則等を座右に置きチェックを行う。
- 3) 取締役会を活性化させ、その機能の向上を図るために、取締役会がその役割・責務を適切に遂行しているかについて取締役会によって分析・評価されることが望ましい。評価項目には、例えば、代表取締役その他の業務執行取締役が会社の戦略的な方向性に基づいた意思決定をしているか、意思決定に対応するリスクを適切に管理しているか、取締役が職務執行状況を適時・適切に報告しているか、中期経営計画等の達成状況を分析しているか、業績評価が経営陣の人事に反映されているかなどが含まれる。監査役(会)は、取締役会が分析・評価する項目・手続を定め、それを実施しているかを監査の着眼点とする。

Ⅱ-3. 取締役(会)への報告義務・行為差止め請求

(p.11)

[確認事項]

- ☐ 1. 会社法に定める取締役(会)への報告義務を認識し、報告すべき事象を認識した場合は、遅滞なくその旨を取締役(会)に報告している。
- ☐ 2. 必要な場合には、迅速に取締役会に報告するために、取締役会の招集を請求している。
- ☐ 3. 必要な場合には、取締役の不正行為などによる会社の損害を未然に防止するため取締役に対して行為をよめるよう請求している。(差止請求権限)。
- ☐ 4. 上記1～3については、今年度は発生していない。

＜メモ＞(確認できなかった事項の理由・今後の課題等)

[説明]

- (1) 監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を取締役(会)へ報告する義務を負っている(会社 382)。
- (2) 取締役による是正措置が適切に執られないときは、取締役会に改善の助言又は勧告を行うなど、必要な措置を講じなければならない。緊急性があると認めるときは、監査役は、定時取締役会開催日まで待つことなく、取締役会の招集権者等に臨時取締役会の招集の請求をすること、又は自ら取締役会を招集することができる(会社 383)。

と利益が相反する取引を含む)に関し、事業報告等に、イ. 自社の利益を害さないように留意した事項、ロ. 当該取引が自社の利益を害さないかどうかについての取締役(会)の判断及びその理由、ハ. 社外取締役の意見が異なる場合はその意見の 3 項目が記載されなければならない(会社規 118 五)。監査役は、適正に記載されているかを確認し、監査役の意見を監査報告に記載する(会社規 129①六・130②二)。

(4)自己株式の取得及び処分又は消却

自己株式の取得及び処分又は消却の手続については、会社法の規定に従った手続きで行われているか(会社 155・178)確認する。

(5)競業取引等における監査役役割

監査役は、競業取引等について、義務違反又はそのおそれがある事実を認めた時は、遅滞なく取締役会に報告しなければならない。取締役会で速やかな是正が行われない場合は、取締役に対し助言又は勧告、行為の差し止めを求めるなど必要な措置を講じなければならない。また、退任後に競業取引すること自体は適法であるが、退任前にその準備をするのは違法となるので注意が必要である。なお、その他重要又は異常な取引等についても、法令又は定款に違反する事実がないかに留意し、併せて重大な損失の発生を未然に防止するよう取締役に対し助言又は勧告を行う。

[参考]

○監査役監査基準 27 条[競業取引及び利益相反取引等の監査]

[監査のツボ]

- 1)事業年度ごとに、定期的に各取締役から関連当事者との一般的でない取引の有無、その内容などに関して取締役に確認書(「取締役職務執行確認書」)の提出を求めることも有効である。
- 2)監査役(会)は、会計監査等で知り得た取引(取締役等への貸付金、コンサルタント料等の支払い、寄付金(迂回寄付金の有無)、子会社からの貸付金など)において、競業取引・利益相反取引等に該当しないかチェックする必要がある。(保証、裏保証、念書の確認、隠れた債務の有無確認、担保物件の保存登記の確認など)

II-5. 会社法に基づく内部統制監査

(p.13)

[確認事項]

- ☐ 1. 内部統制システムの構築・運用・評価が適切に行われていること、及びその結果に基づき取締役会で必要な都度見直しが行われていることを確認した。
- ☐ 2. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合(大会社以外の会社を含む)、決議の内容及び運用状況の相当性を確認した。
- ☐ 3. 会社法並びに関連法令に基づく内部統制システム構築について取締役会で決議している場合(大会社以外の会社を含む)、決議内容及び運用状況が事業報告において適切に開示されていることを確認した。
- ☐ 4. 内部通報制度が利用しやすいものになっていることを確認した。
- ☐ 5. 内部通報した者が不利益にならないように運営されていることを確認した。
- ☐ 6. 反社会的勢力との関係を遮断する内部統制システムが構築・運用されていることを確認した。

<メモ>(確認できなかった事項の理由・今後の課題等)

〔説明〕

＊企業集団内部統制の監査役職務については、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書(会社法編)」を併せてご活用ください。

- (1)大会社は、「内部統制システムの構築」を取締役会で決議しなければならない(会社 362④六・⑤)。会社法の要求項目は、① 法令等遵守(コンプライアンス)体制 ② 情報保存管理体制 ③ 損失危険管理体制 ④ 効率性確保体制 ⑤ 企業集団内部統制体制 ⑥ 監査役監査の実効性確保体制である(会社 362④六、会社規 100)。大会社以外の会社であっても、取締役の善管注意義務の一環として、各社の状況に応じた内部統制システムを構築・運用しなければならない。なお、大会社、大会社以外の会社ともに、構築・運用する内部統制システムの具体的内容については、各社の判断に委ねられる。
- (2)内部統制システムの決議内容及びその運用状況の概要は、事業報告に記載する必要があり(会社規 118 二)、監査役は決議の内容並びに取締役が行う運用状況について相当でないと判断したときは、監査報告にその旨と理由を記載しなければならない(会社規 129①五・130②二)。
- (3)内部統制監査では、内部監査部門等の内部監査の計画・結果の報告を求め、有効な連携・活用を図る。
- (4)監査役は、内部統制システムの決議内容、運用状況、情報把握・伝達体制・モニタリング体制などの機能状況及び取締役会の監督機能を適時に監査し、不備については改善を促すことが求められている。
- (5)内部通報制度は内部統制システムの一部である。内部通報制度は内部統制システムの網の目から漏れた違法行為等のリスク情報を問題が大きくないうちに、通常の業務上の報告ルートとは別にバイパスルートを設けることによって吸い上げるものである。昨今、内部告発により不祥事が表面化し、大きなダメージを受けている企業が多いが、内部通報制度の充実によりリスクの減少を図ることが重要である(公益通報者保護法)。
- (6)内部通報制度においては、内部通報された情報が監査役に伝達される体制が必要である。監査役を内部通報の窓口のひとつとする企業もある。監査役としては、通報者の不利益取扱いの禁止や秘密保持に関する内部通報制度の仕組みが明記された社内規程の整備、及び従業員等への周知徹底等の状況を確認する。
- (7)反社会的勢力との関係を遮断することは、今や社会の要請である(各都道府県等暴力団排除条例)。反社会的勢力と関係を持つことは社会的指弾を受け、場合によっては、会社の存続にかかわる問題となることがあるので、業務の適正を確保するために必要な法令等遵守・リスク管理事項として、内部統制システムに明確に位置づける必要がある。

〔参考〕

○監査役監査基準 25 条 [内部統制システムに係る監査]

○日本監査役協会「内部統制システムに係る監査の実施基準」(2021 年 12 月 16 日)

〔監査のツボ〕

- 1) 取締役会及び取締役は、内部統制システムを適切に構築し、自ら運用実績を評価し、課題を認識し、システムをより向上させる責任を有し、そのため有効なPDCAサイクルを継続的に反復しなければならない。監査役は、内部統制システムの構築と運用を監査し、その結果に照らし、取締役会、取締役の内部統制システムに関する職務の執行が適切に行われているかを監査する。特に、期末等において取締役会が、的確に実績を評価し、課題を認識し、必要に応じて、決議内容の見直しを行っているかが、監査上最も重要である。
- 2) コンプライアンスに関し、会社内の各部門が各々の業務上関連のある法令等について、定期的な自己点検を制度化することによって、取締役、部門管理者が自部門の課題・対策立案、実行に結び付けて行くことが定例化できる。ただし、主観的に陥りやすいおそれもあるため自己点検の制度が正しく機能しているか監査役はチェックする。
- 3) 内部通報制度は会社のリスクマネジメントであり、会社自身の自浄作用という重要な機能を果たすものであることを会社が従業員に周知することが必要である。

4) 会社は、反社会的勢力との関係遮断のため内部統制システムを構築・運用する必要がある。監査役は、①経営者が反社会的勢力の排除・関係遮断に向けた強い意思を持っているか、②反社会的勢力の排除・関係遮断方針が宣言や規程の形で明確化され、社内への周知徹底が適切に行われているか、③関係遮断のための手段(専門部署の設置、反社チェックなど属性審査体制の構築、反社会的勢力排除条項入り契約書の締結・遵守の徹底、警察・弁護士など外部専門機関との連絡体制の構築等)が適切に講じられ、運用されているかを検証し、確認する。

II-6. 金融商品取引法に基づく内部統制監査(上場会社等とそのグループ会社に適用) (p.15)

[確認事項]

- ☐ 1. 上場会社等とそのグループ会社の場合、「経営者が財務報告内部統制について、適正に構築・運用し、有効性を評価し、内部統制報告書に記載した」ことを監視、検証し、監査人の有効性の評価についても報告を受け、内容を確認した。
- ☐ 2. 上場会社等の場合、有価証券報告書等の法定開示情報、その他適時開示情報を適切に開示する体制が構築・運用されていることを確認した。

<メモ>(確認できなかった事項の理由・今後の課題等)

[説明]

* 企業集団内部統制の監査役職務については、「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書(金融商品取引法編)」を併せてご活用ください。

- (1)金融商品取引法(金商法)は、親会社とそのグループ会社(企業集団)の連結ベースの財務諸表やその他の情報の適正性・信頼性を確保するための体制を整備し、その体制について経営者が評価した「内部統制報告書」を内閣総理大臣に提出しなければならない(金商 24 の 4 の 4)、としている。これは、「財務報告に係る内部統制」又は「内部統制報告制度」と称されている。対象は、親会社が上場会社等有価証券報告書を提出しなければならない会社である(金商 24、企業会計審議会「財務報告に係る内部統制の評価・監査の基準、同実施基準」、「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保する体制に関する内閣府令」、「内部統制府令ガイドライン」)。
- (2)監査役は、上場会社等(有価証券報告書提出会社)が金商法に従って構築・運用する「財務報告に係る内部統制」については、内部統制報告制度に基づき、経営者が内部統制の構築・運用状況を適切に評価し、適正に報告しているかを監査する。これは、取締役の職務の執行に対する監査役監査の一環である。
- (3)金商法の財務報告に係る内部統制においては、経営者の内部統制報告書と、監査人(監査法人等)の内部統制監査報告書を、監視・検証しておく必要がある。監査役は、経営者・内部監査部門等と協議等を実施し、連携をとりながら、計画及び構築・運用と評価の状況を、監査人(監査法人等)からは、監査の状況を適時に監視・検証しておく必要がある。
- (4)上場会社等は、金融商品取引法及び有価証券上場規程等に従い法定開示及び適時開示をする義務がある。金商法に基づくものとして有価証券報告書、四半期報告書、内部統制報告書等(金商 24・24 の 4 の 7・24 の 4 の 4 等)があり、上場規程に基づくものとして決算短信、コーポレート・ガバナンス報告書等(東証有価証券上場規程 404・419)がある。また、当該会社又は子会社に一定の事項の決定又は発生があった場合は適時開示をしなければならない(東証有価証券上場規程 402・403)。

(2)監査役は、取締役から事業報告及びその附属明細書、計算関係書類を受領して(会計監査人設置会社においては会計監査人から会計監査報告を受領して)、その内容を十分に監査して監査報告を作成する(会社 381①、会社規 129、会算規 122・127)

(3)監査役会設置会社においては、各監査役が作成した監査報告に基づいて監査役会の監査報告を作成する(会社 390②、会社規 130①、会算規 123①・128①)。その際、最低一度は会議を開催するか、情報の送受信により同時に意見交換する事が出来る方法により審議しなければならない(会社規 130③、会算規 123③・128③)。個々の監査役の監査報告の内容と監査役会の監査報告の内容が異なる場合は、その異なる内容を監査役会監査報告に付記することが出来る(会社規 130②、会算規 123②・128②)。

特定監査役は、事業報告及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書、連結計算書類に関して、法令に定める日のいずれか遅い日までに、特定取締役に対して、監査報告(監査役会設置会社の場合は監査役会監査報告)の内容を通知しなければならない(会社規 132、会算規 124・132)。また、計算書類及びその附属明細書、連結計算書類に関する監査役(会)監査報告の内容は、会計監査人に対して通知しなければならない(会算規 132①)。

(4)監査役会非設置会社の場合、各監査役の監査報告を作成することになるが、監査役全員の監査意見が完全に一致する場合は、監査報告を一通(連名)にすることができる。なお、監査役協議会等を設置している場合、「監査役会監査報告」と同等の法的権限を有するものと誤解されないように、「監査役協議会監査報告」のような名称を付することは避ける。

*「監査役協議会等」については、「Ⅰ. 監査計画及び監査環境の整備に関する項目 4. 監査役会の運営及び監査役会非設置会社の監査役の連携」の項を参照すること。

[参考]

○監査役監査基準 45 条[法定開示情報等に関する監査]、62 条[監査報告の作成・通知]

IV-3. 株主総会提出議案の調査 / 株主総会への報告・説明等

(p.33)

[確認事項]

☐ 1. 株主総会へ提出する議案、書類等が法令・定款を遵守しているか、また著しく不当な事項があるかどうか調査した。
☐ 2. 株主総会時の監査役への質問に対して簡潔、丁寧の説明出来るように準備した。
☐ 3. 株主総会が適法・適正に開催・運営されたことを確認した。
☐ 4. 株主総会で決議された事項につき、取締役が実施したことを確認した。
<メモ>(確認できなかった事項の理由・今後の課題等)

[説明]

(1)監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類及び電磁的記録その他の資料の内容を調査しなければならない。法令もしくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない(会社 384、会社規 106)。

(2)監査役が調査すべき書類は、株主総会招集通知、株主総会参考資料、議決権行使書面、添付書類(事業報告、計算書類、連結計算書類、監査報告)、その他の資料が該当する。定款の定めにより、電子提供措置により株主に提供している場合(会社 325 の 2~325 の 6)は、その電磁的記録の内容を調査する。併せて、日程(招集

通知・開催日の関係)、総会開催日前の計算書類等の備置き、議決権行使の基準日(定款との関係)、書面投票・電磁的投票の準備状況等についても、取締役会への出席、株主総会招集通知・参考資料・添付書類等の閲覧、取締役等への確認により調査する。総会に提出する書類及びその他の資料の調査は期間が限られた中で実施しなければならないのでドラフトの段階から受領し執行側の作成作業と並行して確認を進める。

③株主総会の電子提供措置をする場合、株主からの書面交付請求に対処するために電子提供措置事項のうち全部又は一部について、株主に交付する書面に記載を要しない旨を定款で定めておくことができる(会社 325 の 5③)。この場合、監査役は、以下の項①②の請求をするべきか検討し、必要と認めるときは、株主に交付する書面に記載するように取締役に請求しなければならない(会社 325 の 5③、会社規 95 の 4①一ロ・二ロ・②)。

①株主総会参考書類及び事業報告について株主交付書面に記載をしないことに対し監査役が異議を述べた事項

②事業報告、計算書類、連結計算書類の記載事項について「株主に書面提供する事項(情報)は監査役が監査したものの一部である」旨の記載

(4)株主総会において株主からの質問に対する説明を求められた場合には、監査役の説明責任を果たす観点から、議長の指示に基づき説明をしないことに正当な理由がある場合を除き、十分な説明を尽くす必要がある(会社 314、会社規 71)。尚、簡潔かつ丁寧に説明出来るように事前に準備する。

(5)監査役は、株主総会の議事運営、質疑・採決の状況等が適法・適正に行われたことを確認する。

(6)監査役は、株主総会の議事録を確認するとともに、議決権の法定定足数、決議事項の実施状況、公告・登記の状況等について、実査、取締役等への確認等により調査する(会社 318、会社規 72)。

[参考]

○監査役監査基準 63 条[電子提供制度による開示]、65 条[株主総会への報告・説明等]